

《特集寄稿》

## 法学への招待

三宅雄彦

### 1 ゲッティンゲン大学

私は、2013年9月から2015年3月まで、ドイツのゲッティンゲン大学法学部・教会法研究所に在外研究のために滞在していました。ゲッティンゲンという町は、ドイツのちょうど真ん中にある、人口がおよそ12万人の比較的ちいさな町ですが、童話の収集で有名なグリム兄弟もかつてはここに教授として在籍するなど、「知識をつくる町 (Die Stadt, die Wissen schafft)」として世界的に有名です。この大学に所属する／した研究者、ここで生まれ育った出身者など、この町に何らかの関係をもったノーベル賞受賞者を数えると、すでに45名(!)を輩出しているほどです。2014年も化学賞でシュテファン・ヘル博士が受賞しました。ちなみに、「在外研究」とは、大学の教員が、比較的長期間に外国の大学や研究所で自分の研究を深めるといふ、日本の大学に古くからある学問的な慣習です。私も、「在外研究」のためにドイツにやってきた、というわけです。



ゲッティンゲン大学教会法研究所

### 2 ドイツの動物保護法

外国に1年半も滞在すると、日本ではできない体験がたくさんあるのは勿論です。一見ささいな実感を一つご紹介しますと、ゲッティンゲンでは野良猫をみることがほとんどないのです。近所で飼われている猫が、大学が用意してくれた小さな我が家にたまに遊びにきてくれましたが、ひょっとしたら猫を見ること自体がほとんどなかったかもしれません。内陸のゲッティンゲンでは魚を得ることが難しいからか(?), それとも、猫がわたしを怖がっているからか(??), 果たして真相はわかりませんが、その原因の一つは、ドイツにおける動物保護の制度や政策にあるのではないかと思います。



自宅前にて



ティアハイム・ゲッティンゲン

たとえばドイツでは、比較的大きな町であればどこでも、「ティア・ハイム (Tierheim)」(直訳すれば「動物の家」)という動物保護施設があります。ゲッティンゲンにも、町の中心から自転車で10分ほど行ったところに、このティアハイムがありますが、飼い主不明の動物や、劣悪な環境下にある動物がここに集められ、行政からの援助や市民からの寄付により世話がされています。この動物をペットとして引き取りたい人に、厳しい審査が課されているのはもちろん、いわゆる殺処分を行うことがほとんどないとも言われています。もちろん、ティアハイムが動物保護のための楽園である、などとはいいませんが、毎年大量の動物たちを商品として売買し、必要なくなれば無残にも殺処分するという、日本の現状と比較すると、見習うべきところが多くあるかもしれません。

動物保護がドイツで成功している理由にも、人間さえも大量殺害したナチス時代への深い反省、動物保護を社会問題として真剣にとらえる市民の高い意識など、様々に求めることができるでしょう。しかし私は、動物保護のための整った法制度にもその原因があるのではないかと思います。ゲッティンゲンのティアハイムは、ゲッティンゲン動物保護協会という民間団体による運営ですが、その動物保護のあり方は、法制度により厳しく規律されているのです。例えば、ドイツ憲法(正式には基本法といいます)20a条には、連邦や州は動物を保護しなければならないとしていま

すし、人間は動物に責任を持ち、動物を理由なく痛めつけたり苦しめたり危害をくわえてはならないとする、動物保護法などがあります。動物の飼育、管理、取引などについて、多様な厳しい規定が存在しているのです。

### 3 法学で何を学ぶのか

さて、動物保護に関する日本の法律はどうなっているでしょう。日本国憲法の中に動物保護に関する規定はありませんが、動物愛護法では、ペットなど動物の正しい取扱いについて比較的詳しく定められていますし、狂犬病予防法では、いわゆる狂犬病に対する予防対策や事後措置についての規定が存在しています。ラディカルな例を挙げれば、他人の動物を傷つけたり殺したりしてしまえば、刑法上の器物損壊罪により刑罰を科せられ、また民法上の不法行為により多額の損害賠償を請求されたりもします。自治体が動物愛護団体をどう支援するか、ペットショップをどう監督するか、ペットの登録をどう規律するか、などを含めれば、多くの法令に動物保護に関する規定があるといえるでしょう。

ところで、大学で法律を学ぶということは、機械のようなお役人が用意し、ふんぞり返った議員たちが決めた、私たちに無関係なルールを学ぶということなのでしょうか。あるいは、心の通わないコンピュータ・プログラムのような無味乾燥な文章を、ただひたすらたくさん暗記するということなのでしょうか。私はそうは思いません。

例えば、先ほどの動物愛護法2条には、「動物を取り扱う場合には、動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」と書いてあります。法学を学ぶとは、こうした文章を丸暗記することでもありませんし、押し付けられた決まりをただ受け入れることでもありません。第1に、法学で学ぶのは、こうした法律の文章が何を意味するかを解釈することです。つまり、「飼養や保管に適した環境」という言葉がどんな意味を持つのかを考えるのです。第2に、たいいてい法律は簡略で抽象的

な言葉を使っていますから、そう簡単に文章の「意味」が出てくるわけがありません。そこで、そもそも動物とは人間にとってどんな存在なのか、はたして動物保護のために人間は何をなすべきなのか、を考え、その観点から解釈をしなくてはなりません。したがって、法律を解釈するということは、大げさに言えば、社会とは何か、人間とは何か、世界とは何かを考え抜くことでもあるわけです。

#### 4 法学の奥行きと魅力

私が埼玉大学・経済学部で教えたり研究したりするのは、法学の中でも、憲法や行政法というという分野の法です。憲法とは、国や自治体など「国家」に関連する法であり、行政法とは、その中でも「行政」に関する法のことですが、そうだとすれば、憲法や行政法の条文の意味を解釈するには、そもそも「国家」とはいったい何なのか、そもそも「行政」とはいったい何なのかを、常に考え抜いておかななくてはなりません。

けれども、「国家」や「行政」がいったい何なのかを考え抜くということなど朝飯前だ、と言う人はいないでしょう。国家や行政が歴史の中でどのような役割を演じてきたのか、国家や行政が社会の中でどのような機能を果たしているのか、国家や行政が人間にとってどのような意味を持っているのか、などなど、こうした困難で複雑な問題

を多面的に検討して初めて、しかもそれを繰り返して初めて、「国家」とは何か、「行政」とは何かがぼんやりと浮かび上がってくるのです。そうだとすれば、法学を勉強する際には、こうした問題を取り扱う、歴史学や政治学や哲学（さらには経済学や経営学も）の知識が必要不可欠になってくるはずです。

加えて、国家や行政は日本だけにあるものでは当然ありません。国家や行政がアメリカやヨーロッパ、さらにはアジアやアフリカ、さまざまな地域でどのような位置を占めているのか、さらには、国家や行政を扱う法学や歴史学や政治学や哲学が、外国ではどのように検討されているのか、これらも法学の勉強に大事になってくるはずです。そうだとすれば、法学を勉強するためには、こうした問題を取り扱っているはずの、外国語で書かれた書物をひもとく必要があるでしょうし、さらにいえば、外国そのものに乗れ込んで、国家や行政の実態を自分の眼で見してみる必要もあるでしょう。私がドイツにやってきたのもそうした事情があるからなのですし、若くて柔らかな思考力の学生のみなさんが海外留学に打って出るということももっと推薦されるべきことがらです。

法学は、「就活」のための無味乾燥な学問では決してありません。さまざまな学問領域と連なり、そして海外への扉ともつながっている、魅力的な学問であるということ、私が主張したいことはただこの一点にあります。